

4月～6月

議会のうごき

令和3年4月以降の議会の主な活動状況を次のとおりお知らせします。

<4月>

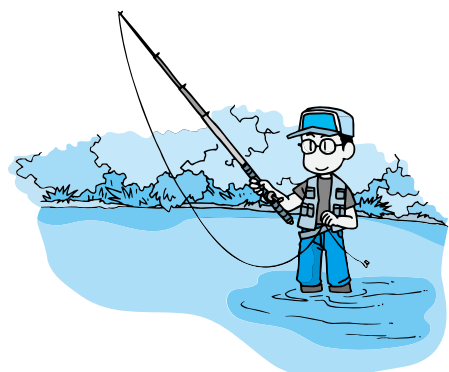
- 1日 辞令交付式／高田松原津波復興祈念公園の供用開始と高田海岸(砂浜)の一般開放(議長出席)
- 2日 広報小委員会
- 6日 広報小委員会
- 7日 陸前高田ワタミオーガニックランド上棟式(議長出席)
- 9日 広報小委員会
- 12日 会派代表者会／議会運営委員会
- 18日 陸前高田市新庁舎竣工式(議長ほか出席)
- 20日 全員協議会／広聴小委員会
- 22日 岩手県市議会議長会定期総会(議長出席)
- 29日 ワタミオーガニックランド モデルエリア・オープン記念セレモニー(議長、各常任委員長出席)

<5月>

- 6日 陸前高田市庁舎開庁式(議長ほか出席)
- 10日 議会報告会動画撮影
- 14日 岩手県議会議員農林水産委員会行政視察(議長出席)
- 15日 東京2020NIPPON フェスティバル(議長出席)
- 18日 会派代表者会
- 21日 全員協議会／広聴広報特別委員会／広報小委員会／復興対策特別委員会理事会
- 25日 陸前高田商工会第65回通常総会(議長出席)

<6月>

- 3日 気仙地区議会議員協議会役員会(正副議長出席)
- 8日 議会運営委員会
- 11日 第2回定例会(～25日)／全員協議会／各常任委員会／各小委員会
- 15日 本会議(一般質問)／会派代表者会
- 16日 本会議(一般質問)／復興対策特別委員会理事会
- 17日 東京2020オリンピック聖火リレーセレブレーション(議長出席)
- 18日 本会議(一般質問)／予算等特別委員会／議会運営委員会
- 21日 予算等特別委員会／総務・教育民生・産業建設常任委員会連合審査会
- 22日 教育民生常任委員会／総務常任委員会
- 23日 復興対策特別委員会／広聴広報特別委員会／議会運営委員会／諸課題調査検討委員会／産業建設常任委員会
- 25日 本会議／全員協議会／広報小委員会
- 30日 陸前高田高等職業訓練校竣工記念式典(議長出席)



議会だより

クイズ

○の中にはどんな数字が入るでしょうか？
高田松原海水浴場海開き式は

〇〇年ぶりです。※数字が1つつ入ります。

〈応募方法〉クイズの答え、住所、氏名、年齢を記入の上、ハガキまたはFAX(0192-53-1210)で応募してください。また、議会だよりを読んだ感想、市議会への意見・要望などを必ず記入してください。

正解者の中から抽選で5人に粗品をお贈りします(当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます)。※いただいた意見・要望などは次回の議会だよりに掲載することがあります(住所、氏名は掲載しません)。

〈あて先〉〒029-2292 陸前高田市高田町字下野1
陸前高田市議会事務局 宛
〈しめきり〉令和3年8月27日(金)(当日消印有効)

市議会だより第116号クイズの答え

○の中にはどんな文字が入るでしょうか？

陸前高田市役所新庁舎の業務開始日は

「5月〇日(木)」からです。

(答え) 6

みんなの声

市民の皆様から議会に寄せられた意見・要望などを一部ご紹介いたします。

(文章が長い場合は、抜粋して掲載させていただきます)

○毎号楽しく読んでいます。また、議員の中には昔からの友人もいて、今後の活動に期待しています。

○要介護認定前の高齢者の健康維持につながる催しなどがあればと思います。

○本市の施策の中であまり金のかからない、しかも直接金を得ることもない「はまっけらいん、かだっけらいん」の旗印は心の大きな黒柱となるべき大切なものである。安上がりな施策であるが、なかなか骨の折れる、しかも忍耐強く取り組まねばならないものである。議会と行政そろって心しておくべきことだ。とかく、金の使い道、金呼び込むことに向きがちなが……。

No.4

追跡調査

あの課題どうなった？

～旧グランパ跡地どうする～

東日本大震災から節目の10年が経過しました。これまでの復興の歩みの中で、本市議会に提出された請願をはじめ、議会報告会で市民から寄せられた意見や要望といった諸課題について、追跡調査した内容を掲載します。今回は令和元年第1回議会報告会で出された「旧グランパ跡地の有効活用」について、市担当者から話を聞きました。

問 米崎町の国道45号沿いで旧(有)グランパファームが運営していた野菜栽培施設について、これまでの経過を説明してください。

答 あのだうム型野菜栽培施設は、平成24年から26年にかけて、市有地2万2168平方メートルに12棟が順次整備されたものです。施設内ではレタスなどの葉物野菜が栽培されていましたが、29年10月の台風21号の襲来により、全12棟の施設が倒壊し、操業不能となったものです。

問 その後、市の対応はいかがだったでしょうか。

答 操業不能となった直

後、旧グランパから市に施設を閉鎖する意向が伝えられました。しかし、市としては太陽光型植物工場用地として土地の賃貸借契約を結んでいたことから、目的行為の不履行として、土地を原状復旧して返還するよう通知しました。

その後、平成30年10月に、(有)グランパファームから(有)陸高商事と、社名である商号が変更され、(有)陸高商事が株主総会で解散を決議し

埋設物撤去が課題

問 今後の対応はどうでしょうか。

答 農業施策の用地として活用できないか検討している一方で、民間の活用も視野に入れています。土地売却価格の設定に当たっては、埋設物の撤去費用を土地の売却価格から差し引くことができないか検討していきます。

最終的に、土地の利活用

たものです。

問 具体的に、本市が放棄せざるを得なくなった債権の内容はどのようなものでしょうか。

答 未払いだった平成29年度から令和3年度までの市有地の賃料および賃料相当損害金をはじめ、市有地原状復旧費用や水道料金で、金額にすると総額1832万円ほどです。このうち、施設の土台を支えた地下埋設物の撤去費用として12

が見込めない場合は、市の負担で埋設物を撤去し、市有地として売却することも検討していきたいと思っています。

問 旧グランパは、平成25年当時、国から多額の補助金を得ていますが、返還しなくてもよいのですか。

答 事業者が破産している現状から、返還できないものと思います。

問 市民も、施設跡地近くの道路を通るたびに周辺の荒れていく様子を見て、一日も早くどうにかしてほしいと思っています。早急に埋設物などを撤去してはどうでしょうか。

答 撤去するには費用の財源確保が課題です。また、新たな事業展開に国庫補助が見込まれる場合もあり、さまざまなケースを考慮しながら検討していかなければなりません。市としては企業誘致とも関連させながら対応を考えていくことにしています。

(担当・鵜浦昌也)